

不当景品類及び不当表示防止法について

不当景品類及び不当表示防止法の一部が平成15年5月に改正、公布されました。新設された第4条第2項（同規定に関わる施行期日は平成15年11月23日）は次のように定めています。

「公正取引委員会が商品又は約務の内容について実際のものよりも著しく優良であると示す表示等（第4条第1項第1号）に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求め、当該資料が提出されない場合に、当該表示を不当表示とみなして規制する。」

以上のことから、広告内容が「不当景品類及び不当表示防止法」に違反するおそれがあると判断せざるを得ない広告に関しましては、折込手配をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

食品に関わる広告の取扱いについて

健康増進法第32条は、「食品として販売されている物について、健康の保持増進の効果等に関し、著しく事実に相違する著しく人を誤認させるような広告等の表示をしてはならない。」ことを定めています。

以上のことから、広告内容が「健康増進法」に違反するおそれがあると判断せざるを得ない広告に関しましては、折込手配をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

クーポン付折込広告の取扱いについて

新聞公正取引協議会で定めていた「新聞のクーポン付広告に関する規制」が2002年（平成14年）4月に撤廃されました。これによってクーポン広告が大幅に自由化されました。ただ、どの商品にも共通して使える金券、懸賞応募券、抽選応募券、福引券等はクーポン券ではありませんので折込は出来ません。

折込に関するお願い

1. 折込広告の受付について
 - (1) 折込広告を確実に配布するため、所定の折込申込書をFAX等にて提出願います。折込申込書を使用せず電話のみの連絡により事故が発生した場合は、当社では責任を負いかねます。
 - (2) 折込申し込みの締め切りは折込日の3日前の午後1時までとなります。（ただし、日曜日、祝祭日、新聞休刊日の翌日の場合はその日数分繰り上がります。）
2. 折込広告の納期について
 - (1) 納期は折込日の2日前の午後1時までとなります。（ただし、日曜日、祝祭日、新聞休刊日の翌日の場合はその日数分繰り上がります。）納入が前述の締め切りを過ぎた場合は、希望する折込指定日に折り込み出来ない場合があります。
 - (2) 折込広告の各新聞販売店への配送後の変更、中止は出来ません。
3. 折込注意日等について
 - (1) 新聞休刊日は折り込み出来ません。
 - (2) 月曜日に折り込み出来ない地区があります。各地区の配布明細書（部数表）の注釈をご覧ください。
 - (3) 天災、地変等で新聞販売店への新聞、または折込チラシの到着が遅れた場合、その他新聞販売店側の止むを得ない事情で配達の支障を生じた時は折込日の遅れ、または折込不能になる場合がありますので、あらかじめご了承願います。
 - (4) 選挙開票日の翌日は折込出来ない場合があります。
 - (5) 新聞の完全な銘柄指定、および地区指定は出来ません。
 - (6) 配布指定部数が新聞販売店の定数を上回る場合は、隣接地区への配布調整を行う場合がありますので、あらかじめご了承願います。